

## 議会運営委員会記録

### ○開催日時

平成29年2月13日 午前9時57分～午前11時29分

---

### ○開催場所

第2委員会室

---

### ○出席委員（8人）

委員長	今塩屋 裕 一	委員	宮里 兼 実
副委員長	持原 秀 行	委員	福元 光 一
委員	杉 菌 道 朗	委員	徳永 武 次
委員	永 山 伸 一	委員	成 川 幸 太 郎

---

### ○欠席委員（1人）

委員 井上 勝 博

---

### ○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 新原 春 二

---

### ○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 大田 黒 博

---

### ○その他の議員

議員 坂 口 健 太

---

### ○説明のための出席者

総務部長	田代 健 一	商工観光部長	古川 英 利
総務課長	平原 一 洋	観光・スポーツ対策監	坂元 安 夫
文書法制室長	堀ノ内 孝	建設部長	泊 正 人
財政課長	今井 功 司	消防局長	新盛 和 久
危機管理監	中村 真	教育部長	中川 清
企画政策部長	末永 隆 光	議会事務局長	田上 正 洋
新エネルギー対策監	久保 信 治	議事調査課長	道場 益 男
市民福祉部長	春田 修 一		
農林水産部長	橋口 誠		
六次産業対策監	小柳津 賢 一		

---

○事務局職員

事務局 長	田上 正 洋	主幹兼管理調査グループ長	久 保 淳 一
議事調査課 長	道場 益 男	管理調査グループ員	榎 並 淳 司
課長代理	瀬戸口 健 一	議事グループ員	柳 裕 子
主幹兼議事グループ長	久 米 道 秋		

---

○審査事件等

- 1 今期定例会の会期及び会期日程（案）について
  - 2 今期定例会に付議される議案等について
  - 3 意見交換会の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（今塩屋裕一）これより、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（新原春二）おはようございます。2月になりまして、私ごとであります、インフルエンザにかかりまして、皆様方には大変御迷惑をおかけしました。以後、注意をしながら、もう治っておりますので、うつりませんので心配ないです。

また、各小・中学校も含めて、だんだんインフルエンザが、またはやってくるという状況でありますので、お互いに体には十分気をつけて、第1回の定例会3月議会に臨んでいきたいというふうに思います。

今回は、第1回定例会ということで、日程の審議と、それから当局のほうから50本の議案が上程をされておりますので、そこ辺の審議日程等も含めて、きょうは総体的に8件の議題をもっておりますので、どうか御審議方、よろしく願いをいたします。

それと、後ほどまた1点ですが、今、FMさつませんだいで非常に薩摩川内の広報がスムーズにいています。市のほうも、市に何本か買い取りをして市の宣伝をやっておりますが、我が議会もそういうものに載せて、ぜひ今後広報活動について、FMさつませんだいも含めて、広報ができるような体制を考えていきたいと思っておりますので、いろんな御意見があると思いますが、一応頭の中において、以後、提案についてまたいたしますので、よろしく願いいたします。

きょうは、長くなると思いますが、8件の議題をよろしく願います。

以上です。

△今期定例会の会期及び会期日程（案）について

○委員長（今塩屋裕一）まず、今期定例会の会期及び会期日程（案）についてを議題とします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（田上正洋）おはようございます。資料1-1、平成29年第1回市議会定例会会期及び会期日程（案）をごらんください。

まず、会期は2月22日から3月24日までの31日間であります。

会期日程は、2月22日の本会議で付託事件等審査結果報告、議案説明及び一部議案審議、翌23日正午に代表質問の、午後3時に個人質問の通告締め切り、質問予定者数につきましては、資料1-2のとおり、代表質問が3会派、個人質問が最大で14人となっております。

3日間で質問者を割り振ることとし、3日及び6日の本会議で総括質疑並びに一般質問を行い、7日の本会議では、総括質疑並びに一般質問、その後、議案説明及び議案等付託にしてはと考えます。

また、休会中の9日及び10日に市民福祉委員会と総務文教委員会を、13日及び15日に建設水道委員会と企画経済委員会を開催願ひ、16日は委員会予備日とし、24日の本会議において付託事件等審査結果報告及び一部議案審議を予定してはいかがかと考えます。

また、今後の議運の開催予定ですが、中日の議運が3月6日の本会議終了後に、最終日の議運が3月24日の午前9時から、それぞれ予定されております。

以上です。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がりましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会会期及び会期日程（案）については、説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会会期及び会期日程（案）についての審査を終了いたします。

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（今塩屋裕一）次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料２－１、付議事件等区分表（案）をごらんください。

まず、閉会中の調査報告が１件ございます。川内原子力発電所対策調査特別委員会から、２月２２日の本会議において御報告をいただく予定であります。

次に、提出予定議案は、一般議案２３件、補正予算議案１２件、平成２９年度の当初予算議案１５件の計５０件であります。

ここで、資料２－２、付議事件一覧もごらんください。第１号から第１２号までは、平成２８年度の一般会計及び各特別会計の第８回補正予算並びに水道事業会計の第３回補正予算であります。これら１２件については、２月２２日の本会議審議にしてはと考えます。

次に、議案第１３号は、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であり、非常勤職員で市長が別に定めるものの通勤費用について、費用弁償を支給しようとするもの。

議案第１４号は、個人情報保護条例の一部改正であり、いわゆる個人情報保護法及びマイナンバー法の一部改正に伴い、条例で定める独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携に関する規定を整備するほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

２ページをごらんください。

議案第１５号は、税条例等の一部改正であり、地方税法等関係法令の一部改正に伴い、個人市民税における住宅ローン控除の適用期限の延長、軽自動車税のグリーン化特例の１年延長等の規定を整備するほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第１６号は、契約変更議案であります。総合防災センター新築建築工事について、特殊防災工事を追加実施するため、工事請負契約を変更しようとするもの。

議案第１７号は、市立小学校・中学校条例の一部改正であり、東郷地域に市立東郷学園義務教育学校を設置するほか、所要の規定整備を行おうとするもの。

議案第１８号は、市立幼稚園条例等の一部改正であり、学校教育法等の一部改正に伴い、市立幼稚園条例、川内歴史資料館条例、市立少年自然の家条例など、１５本の条例において、義務教育学校

について定めるほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第１９号は、消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正であり、消防団員の処遇改善のため、費用弁償の額を引き上げるほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第２０号は、火災予防条例の一部改正であり、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を公表しようとするもので、以上の８件は、３月９日及び１０日の総務文教委員会に。

次に、議案第２１号は、川内駅東口市有地にコンベンション施設と一体的に整備する民間施設の事業者に対して支援措置を講じるため、新たに条例を定めようとするもの。

議案第２２号は、定住促進に関する条例の一部改正であり、住宅取得等の補助制度について、本年３月３１日限りで補助対象期間が終了するため、補助要件を見直し、３年間の期間延長を行うほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

３ページをごらんください。

議案第２３号は、附属機関に関する条例の一部改正であり、天辰地区スマートモデル街区整備を行う民間事業者の選定その他必要事項を審査するため、天辰地区スマートモデル街区整備計画審査委員会を設置しようとするもの。

議案第２４号は、財産の無償譲渡議案であり、用途廃止後の旧塔之原二区公民館外２集会所の土地９筆及び建物３棟について、樋脇地区コミュニティ協議会の活動拠点として使用することを条件に、無償譲渡しようとするもの。

議案第２５号は、財産の無償貸付議案であり、用途廃止後の祁答院ロード５１の土地及び建物を物産販売等の施設として、本年４月１日から５年間、日の丸市場マルタ果実、代表、久保田みずえ氏へ無償貸付しようとするもの。

議案第２６号は、工場立地法の一部改正に伴い、関係条例について所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第２７号は、財産の無償貸付議案であり、記載の土地５筆及び建物４棟について、甌島におけるコミュニティバス等の運行に関する敷地及び施設として使用することを条件に、本年４月１日から５年間、南国交通株式会社へ無償貸付しようとするもの。

4ページをごらんください。

議案第28号は、屋外運動場照明施設条例の一部改正であり、滄浪小、吉川小、陽成小、西方小、高城西中、寄田、樋脇小、藤本小、南瀬小、山田小、藤川小及び藺牟田池の各屋外運動場照明施設について、その用途を廃止し普通財産に変更しようとするもの。

議案第29号は、市比野小、鳥丸小及び祁答院中の各屋外運動場照明施設の指定管理者として、新たに公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社を指定しようとするもので、以上の9件は、3月13日及び15日の企画経済委員会に。

次に、議案第30号は、隣保館条例の一部改正であり、冷水会館、永田会館及び杉ノ角会館について、自治会の地域活性化推進等のため、用途廃止しようとするもの。

議案第31号は、介護保険条例の一部改正であり、第1号被保険者に係る保険料率の軽減措置について、平成29年度において継続しようとするもので、以上の2件は、3月9日及び10日の市民福祉委員会に。

次に、議案第32号は、普通公園条例の一部改正等であり、農村公園条例を廃止し、天神池公園外13公園を農村公園から普通公園に変更するほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第33号は、特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部改正であり、薩摩川内都市計画用途地域のうち、第2種住居地域から近隣商業地域へ変更される地域、具体的には、東向田町、向田本町、平佐町、横馬場町及び鳥追町の一部並びに白和町の全部について、大規模集客施設等の立地制限を行う複合系市街地形成促進地区として定めるほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

5ページをごらんください。

議案第34号は、温泉給湯管理条例の一部改正であり、入来温泉湯之山館への分湯に係る使用料金を新たに設定するほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第35号は、農業集落排水事業分担金徴収条例等の一部改正であり、下水道への接続推進のため、既存の専用住宅の小型合併処理浄化槽を改修して下水道に接続する場合の農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び公共下水道上甕処理区の各分担金並びに公共下水道川内処理区の受益者負担

金を一定期間減免しようとするもので、以上の4件は、3月13日及び15日の建設水道委員会に、それぞれ付託してはとを考えます。

なお、今期定例会に提出される指定管理者の指定議案、財産の無償譲渡及び無償貸付議案につきましては、今後、各議員に文書で照会するなど、除斥対象議案かどうかの確認を行うこととなります。

また、本会議初日においては、除斥対象議案を除く議案を一括議題として提案理由説明を受け、除斥対象議案については、別途1件ずつ議題として提案理由説明を受けることとなります。さらに、総括質疑、また、最終日の委員長報告及び採決についても、同様の取り扱いとなります。

次に、議案第36号から第50号までは、平成29年度の当初予算であります。

議案第36号は、平成29年度一般会計予算であり、各常任委員会に分割付託してはと考えます。

また、議案第37号から、6ページの第50号までは、平成29年度の各特別会計予算及び水道事業会計予算であります。それぞれ記載のとおり各常任委員会に付託してはと考えます。

最後に、今後の提出予定議案等ですが、中日に一般議案2件、最終日に予算関係議案1件及び人事案件26件がそれぞれ予定されているようです。

以上です。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま事務局長から説明がありましたが、引き続き、当局の補足説明に入りますが、案件が複数ありますので、1件ずつ説明を求め、質疑を行っていきます。

まず、第8回補正予算について、当局の補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）それでは、まず議案第1号から第11号までの各会計補正予算の概要について御説明いたしますので、別冊となっております第8回の補正予算書、予算に関する説明書を御準備いただきたいと思っております。

それでは、まず253ページをお開きください。各会計歳入歳出補正予算額調べの表になります。

今回の補正は、一般会計と公共下水道事業を初め、10特別会計の補正となっております。一般会計の補正額は7億3,641万3,000円の減額、補正後の額を549億8,992万円とするものであり、特別会計はごらんのとおりであります。

まず、特別会計の主な補正内容について御説明

いたします。

特別会計では、事業費の確定又は執行見込みにより増減調整が主体となっておりますが、公共下水道事業など、3特別会計におきまして、繰越明許費の設定など、所要の補正を行っているところでございます。

次に、255ページをお開きください。歳出目的別の表をごらんください。一般会計の補正予算の主な内容につきまして、歳出を目的別に御説明いたします。

なお、今回の補正では、各費目全般にわたり、実績見込み等により増減調整を行っておりますが、増額となった主なものにつきまして説明をさせていただきます。

まず、民生費でございます。民生費では、臨時福祉給付金給付事業費において、給付実績の確定により国庫補助金の返納に係る経費を計上し、障害児通所支援事業費において、発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の実績見込みにより経費を増額し、老人措置費におきまして入所者等の増により扶助費を増額しております。

次に、衛生費では、すこやかふれあいプラザ管理費において、施設修繕に係る経費を増額し、国民健康保険対策費において、保険基盤安定事業に係る実績確定により繰出金を増額し、環境保全対策費において、国の2次補正予算に伴います補助金の追加内示を受け、甌島地域における海岸漂着物等の回収に係る経費を増額しております。

農林水産業費では、畜産振興育成事業費において、国の2次補正予算に伴います補助金の追加内示を受け、高収益型の畜産経営創出のための施設整備への支援に係る経費を増額し、商工費では、川内港利活用推進事業費において、川内港の新規利用事業者の増によりコンテナ貿易補助に係る経費を増額し、土木費では、港湾県営事業負担金において、県事業の実績見込みにより増額し、ポンプ場管理費において、平佐ポンプ場のポンプ駆動用エンジンの修繕に係る経費を増額しております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、254ページの歳入の表をごらんください。

市税において、収納見込みにより市民税法人分を増額し、国有提供施設等所在市町村助成交付金では、交付額の確定により増額し、分担金及び負担金及び使用料及び手数料では、いずれも実績見込みにより増減調整しております。

国庫支出金及び県支出金では、補助事業の内示や事業費確定等により各補助金等を増減調整し、財産収入では、利子及び配当金においては、各基金における定期預金運用利子収入を増減調整し、土地建物売払収入及び物品売払収入においては、実績見込みにより増額しております。

寄附金では、総務費寄附金において次世代エネルギー推進寄附金として1件230万1,000円を、教育費寄附金において2件10万円をいただきましたので、予算補正するとともに、消防費寄附金において、熊本地震緊急災害業務支援に係るふるさと納税寄附金を実績見込みにより減額するものであります。

繰入金では、今後の財源対策として財政調整基金繰入金を減額し、特別奨学基金等において実績見込みによりそれぞれ繰入金を減額し、諸収入は事業費確定等により、道路事業受託事業収入を減額し、雑入においてそれぞれ実績確定等により、鹿児島県市町村振興協会市町村交付金等を増減調整しております。

市債では、借入配分額の増により道路整備事業債を増額し、港湾整備事業債を実績見込みにより増額、事業費の確定見込みにより都市計画事業債及び現年公共災害復旧事業債等を減額しております。

続きまして、7ページから8ページをごらんいただきたいと存じます。

繰越明許費について、御説明いたします。

第2表繰越明許費補正は、追加が30事業、変更が3事業であります。

まず、追加の30事業になりますが、国の補正予算に係るもので、今回の補正対応となったことによるものや、広報の検討、用地交渉関係機関との調整に期間を要したことによるものであります。

次に、8ページの3事業の変更は、いずれも用地交渉関係機関との調整に期間を要したことにより、繰越額の変更を行うものであります。

次に、9ページでございます。債務負担行為関係でございます。

第3表債務負担行為補正は、追加が3件、廃止が2件、変更が4件であります。追加は、大家畜・養豚特別支援資金利子補給及び東郷地域スクールバス運行事業については、事業執行の観点から債務負担行為の設定を必要とするもので、市比野小屋外運動場照明施設等の指定管理料は、来

年度に指定管理制度に移行する指定管理に係るものであり、廃止は、2事業とも本年度において債務が発生しなかったものであります。

次に、変更の4件は、契約執行や本年度の借入額等が確定し、後年度の負担限度額が判明したことにより、期間並びに限度額を変更しようとするものであります。

次に、地方債について御説明いたします。10ページでございます。

第4表地方債補正は、追加が1件、廃止が1件、変更が8件であり、追加の1件は、国の補正予算に係る県施工工事への負担金の増額に伴い新たに追加するものであり、廃止の1件は、川内クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る事業計画の変更により、また変更の8件につきましては、借入配分額の増や事業費の確定見込みにより限度額を変更しようとするものであります。

これで、第8回補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（福元光一）この付議事件一覧表の議案番号の第16、総務文教委員会に付託されている、原子力発電所施設立地地域基盤整備支援事業総合防災センター新築工事のこの説明の中で、特殊防災工事を追加してって、今、説明があったんですけど、これは、最初の工事内容からまた追加されるわけだと思うんですけど、どういう事情でこうして追加になったのか、まずそれをお知らせください。

○危機管理監（中村 真）ただいまの御質問でございます。今回のこの工事に関しましては、内閣府の補助金を受けての工事ということで、特に防水工事、それから鉛入りの建具等の工事を追加したいということでの今回の変更契約ということで、お願いしているところでございます。

以上でございます。

○委員（福元光一）これは、最初からわかっている、追加をするということではわかっていたんですか。

○危機管理監（中村 真）最初の建築工事のときにも、追加工事をするということとしておりましたけれども、内閣府の補助金の交付決定というのがおくれて、ずれてまいりましたので、その点を

12月の議会のほうで説明をさせていただきながら、今回3月に変更議案を出させていただくということでお願いをしながら、今回の提案というところでございます。

以上です。

○委員（福元光一）最初、この防災センターをつくる時の入札の中に、やはりこういう追加工事があるということで、それも設計とか、そういうのも公表して、最初の入札の時点から公表はしてあったんですかね。

○危機管理監（中村 真）その点も、一応織り込んでさせていただきながら、今回の追加工事というところでございます。

○委員長（今塩屋裕一）ほかにありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）次に、平成29年度当初予算について、当局の補足説明を求めます。

○総務部長（田代健一）おはようございます。平成29年度の当初予算は、一般会計総額538億4,000万円を計上し提出させていただきましたこととなりました。平成28年度比で20億円の増額予算となっております。

この後、財政課長が説明いたしますが、増額の要因としては、具体的には、川内クリーンセンター基幹的設備改良事業、小中一貫校整備事業、鹿児島国体開催に係るスポーツ施設整備費などを計上したことが挙げられますが、このほか、総合戦略に掲げる事業を最優先事業と位置づけ、優先的に予算確保するとともに、社会保障関係経費も増額したところでございます。

歳出のその他の行政経費については、施策優先度に基づいて選択と集中化を図り、予算編成を行ったところでございます。

また、歳入につきましては、市税は15億円の増、地方交付税は税収の伸びに加え交付税の段階的縮減の影響を踏まえまして、13億円の減額で計上し、繰入金ほぼ今年度並みの34億7,000万円となっております。

詳しくは、この後、財政課長が説明いたします。

○財政課長（今井功司）では、引き続きまして、平成29年度当初予算について御説明いたしますので、別冊となっておりますカラーの表紙の当初予算のポイントを御準備いただきたいと思います。

表紙をあけていただきまして、1ページでござ

います。

平成29年度予算編成に関する方針を示したものであります。平成29年度は、重要課題であります人口減少、少子高齢化に対し、施策横断的な連携を推進するため、総合戦略に掲げる事業を最優先事業として位置づけ、優先的に予算確保することとし、その他の施策につきましても、事業の選択と集中化を図った予算編成を行った考え方を示しております。

2ページでございます。平成29年度の予算規模であります。全会計ベースと一般会計の規模、伸び率はごらんのとおりであります。一般会計にあつては、対前年度3.9%増、20億円の増の538億4,000万円となっております。

予算の特徴になります。ごらんのとおり総合戦略の展開、社会保障関係経費の確保、次世代エネルギー施策の推進、市民の安全・安心を守る防災対策、経済対策事業の実施、投資的事業の重点化の6項目に力点を置いた予算となったところであります。

3ページをお開きください。上段では、特別会計、企業会計の予算規模及び主な動向を、下段には、市債残高及び基金残高を示しておりますが、市債残高につきましては、対前年度比で23.3億円の減、基金は19.2億円の減となっております。

なお、その下に示してありますとおり、基金のうち財政調整基金及び減債基金については、対前年度比で18.7億円の減であります。

また、4ページから6ページには、円グラフを用いまして、一般会計の歳入歳出経費の割合を示したほか、それぞれのページ、下段のほうには、主な動きについて増減の額及び率のほか、その要因を示しております。

7ページ以降におきましては、人件費、職員・嘱託員数、普通建設事業費維持補修費、市債基金残高等の推移に関する情報を掲載しておりますので、詳細につきましては、後ほど御参照をいただきたいと存じます。

次に、11ページ以降に記載してございます、9の各施策の政策的予算措置状況をごらんいただきたいと思っております。ここでは、第2次総合戦略の総合計画の基本方針ごとに、別冊の当初予算概要の26ページ以降に掲載いたしました事業概要をもとに、主要事業についてお示ししているところでございます。ここで掲載している事業件数は

338事業、事業費にして563.8億円、うち新規が40事業、5.6億円となっております。

23ページをごらんいただきたいと思います。23ページ及び24ページにわたりまして、平成29年度に事業展開いたします総合戦略事業を四つの分野ごとに抽出し、お示ししているところでございます。ここで掲載しております事業件数は50事業、事業費にして16億円、うち新規が14事業、1.8億円となっております。

これで、平成29年度一般会計等の予算の概要の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

その他、当局から補足説明はありませんか。

○企画政策部長（末永隆光）おはようございます。予算関連でもございます、当局からの議員全員協議会で報告します案件のうち、川内駅東口市有地利活用事業について、御説明を申し上げます。議会運営委員会資料を御参照ください。

昨年12月22日の議員全員協議会におきまして、事業スキーム、手順等について報告をさせていただきましたが、その後の状況等について、今月24日の議員全員協議会において報告させていただく予定でございます。

本日は、その内容のうち、主な3点について説明をさせていただきます。

まず、1点目は、主なスケジュールであります。

2月10日付の主要事項処理経過報告でもお知らせいたしましたとおり、県が提出していただきました共生交付金に係る地域振興計画が、1月24日に国の有識者会議において審査がなされ、2月1日付で大臣承認となりました。これを受けまして、コンベンション施設に関わります事業実施方針及び要求水準書の案を2月10日に公表いたしました。今後、事業者等からの質問や意見を踏まえ、要求水準の精度を高め、4月下旬に募集要項を公表し、事業者の募集を開始する予定であります。

2点目は、コンベンション施設と川内文化ホールとの機能統合についてであります。

本年度実施しておりました川内文化ホールの長



寿命化計画におきまして、今後、30年間使用を継続するための費用を精査いたしましたところ、約16億円の改修費と、年間約5,000万円の維持管理費が見込まれることから、コンベンション施設との機能統合を行うものであります。これによりまして、事業費が当初の25億円から37億円に、12億円増加いたしました。

3点目は、民間収益施設に対する支援措置であります。

事業提案への参加意欲の喚起やコンベンション施設との相乗効果、一体的事業としての継続性、にぎわいの創出を図るため、民間収益施設に対する施設整備補助、新規雇用補助、固定資産税の免除等の支援措置につきまして、先ほど説明がありました3月議会に支援条例を提案する予定であります。

説明は、以上であります。今月24日の議員全員協議会において説明をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

**○商工観光部長（古川英利）** 同じく補足説明ということで、議会運営委員会資料の川内港久見崎みらいゾーン開発事業についてをお願いいたします。

この事業につきましては、平成29年当初予算債務負担行為の中の薩摩川内市土地開発公社事業資金融資元利金債務保証というところでも提案させていただいておりますが、市長のほうからも前から話があったとおり、この久見崎地区につきましての開発事業を取り組んでみたいということで、現在検討を進めております。

事業のきっかけといたしましては、次世代エネルギー政策の推進及び企業誘致の強化、川内港背後地開発、南九州西回り自動車道の整備進展、県道迂回道路等の発生土の有効活用、それから地元地区からの要望等を鑑みまして、開発用地のイメージといたしましては、エネルギー関連産業の用地、あるいは川内港の背後地機能を高めるための用地、滄浪地区の活性化に資する用地、こういった開発を行いたいと思っております。

主な手順といたしましては、平成29年度で、まず地元意向の調査をやりながら基本設計、用地交渉、それから実施計画の確定を行いたい。実施計画が確定しますと、平成30年度から開発の許認可関係の手続、用地取得、工事着手という手順で、平成33年度には、工事完成、分譲開始とい

う考え方でございます。

位置としては、配付した資料の裏面を見ていただきたいと思います。

川内港から見ますと、河口大橋をして渡りまして、いわゆる滄浪地区の前田田んぼ地区というふうになります。この事業規模等につきましては、まず地元の方々のこの御意向から、把握からしたいということで、実施体制といたしましては、土地開発公社の事業として市が実施を要請していきたいというふうを考えております。

なお、議員全員協議会において、公社の当初予算関係といたしまして、このような内容につきましても説明をさせていただきたいというふうを考えているところでございます。

説明は、以上です。

**○委員長（今塩屋裕一）** ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

**○委員（福元光一）** 今、この久見崎みらいゾーン開発事業について、びっくりしたところなんですけど、この計画は、原子力発電所3号機造設の話があったときにここを開発して、こういう九州電力関係の業者に貸し付けると、または分譲するというような話だったと思うんですけど、今回こうして開発するというまず趣旨と、そして財源はどこから持ってくるのか、そこをまず教えてください。

**○商工観光部長（古川英利）** 地元からのこういう開発の要望というのは、委員おっしゃったような要望がずっと続いておりました。現時点でいきますと、今、この次世代エネルギー政策が進展して、最終的には、企業の誘致もしていかないとはいけないということと、川内港の港湾計画の改定の今、時期に差しかかっているところであります。

あと、県道の迂回道路の発生土、これを有効に使うと安価でできるんじゃないかというふうなタイミングもありまして、事業の調査に入りたいと思っております。この財源につきましては、基本的には、この土地開発公社が収支バランスをとってするようにしたいというふう考えているところでございます。

**○委員（福元光一）** また、さかのぼって話をしますけど、市があそこに分譲地でも何でもつくってというそれから、地元は自分の田んぼの草を払ったり何したり始めたわけなんですけど、もうそれだけ話があったんだから、地元から開発してく

れという要望がどんどん湧いてきているんだと思うんですけど、やはりしっかりとしまさず財源ですけれど、そして、その先の分譲なりして、そこをしっかりと青写真をつくってからこうして議会に出してこんど、今までの事業と一緒に、いや、じゃあこれはもうだめだと、これもやっってはだめだということになりかねないですし、また県外から企業を呼ぶときに、民有地をまず利用して企業誘致しようという話が、今現在もあると思うんですけど、やはりここも事業開発して、後はそれぞれ塩漬けになってしまっただけは、また今までの今やっているように民間譲渡とかそういうことになってきそうな気がするんですけど、もうちょっと煮詰めてからできないものですかね。

○**商工観光部長（古川英利）** おっしゃいますとおり、もっと煮詰めるために調査が必要だと考えております。まず地元の方の御意向を聞きながら基本的な設計をして、どれぐらい経費がかかるか、それがどれぐらいで分譲できるか、そういったものを平成29年度でさせていただきたいというふうに考えているところです。

いずれにいたしましても、来年度中にそういったものを取りまとめて実施計画等確定させて、最終的に着手するかどうかという判断ができればというふうに考えております。いずれにしても、田んぼの譲渡の了解を、地元は御要望されていますけど、どの程度そういうのに協力していただけるかということから始めたいと思っています。

○**委員（徳永武次）** 今、大事なことをお話しされたんですけど、その地元意向調査というのが中に入ってくると思うんですけど、この用地交渉の中で、地主はどれぐらいおられるとですか。

○**商工観光部長（古川英利）** 私たちが、今、把握しています地権者というのが約220名、600筆程度あります。これに相続までちょっと発生している部分があると思いますので。

以上です。

○**委員（徳永武次）** 220の600筆といったら、かなりの件数ですよ。1年ぐらいで、設計まで持っていけるんですか。

○**商工観光部長（古川英利）** 業務としては、土地開発公社のプロパー事業であるんですけども、市も一緒になっていくんですが、一番肝要なのは、地元の方々がそこら辺の意向を取りまとめたり、地元の協力があって初めてこういうのができる

思っておりますので、その辺の協力体制についても、今、コミュニティの方々と相談しているところでございます。

○**委員長（今塩屋裕一）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（今塩屋裕一）** 質疑は尽きたと認めます。

そのほか委員の皆様から質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（今塩屋裕一）** 質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（今塩屋裕一）** 御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時42分休憩

~~~~~

午前10時54分開議

~~~~~

[休憩中に当局退室]

○**委員長（今塩屋裕一）** ここで、本会議に戻します。

△意見交換会の取扱いについて

○**委員長（今塩屋裕一）** 次に、意見交換会の取扱いについてを議題といたします。

本件については、前回の委員会において、地区コミ単位、公募及び各種団体との意見交換会を公募方式に一本化してはということで確認がなされ、会派持ち帰りとしておりましたが、会派において何か御意見はありませんでしたか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（今塩屋裕一）** 意見はないと認めます。

それでは、実施要領等について事務局に説明を求めます。

○**議事調査課長（道場益男）** それでは、3種類ほど資料を準備いたしましたので、ごらんいただきたいと思います。

資料5-1でございますけれども、先ほど委員長から説明のありましたとおり、前回の委員会で、今回の意見交換会については公募方式に一本化するという方向で確認がされておりました、今回は、実施要領といたしまして、資料5-2、参考資料で5-3という形で準備をいたしました。

まず、実施要領（案）でございます5-2、後ほど細かくは説明いたしますけれども、基本的にこれまでの公募による意見交換会の実施要領をベースに作成してございます。

確認事項として3点ほどございますが、まず1点が、テーマの数でございます。従来の公募は、テーマが1件でございましたけれども、今回は、地区コミ単位でのものも、こういった公募によることといたした関係で、従前、地区コミ単位のものとは3件のテーマとなっております。そこをどうするかといった点。

それから2点目が、テーマ設定の際の留意事項でございます。従来の公募にはございませんでしたけれども、地区コミ単位での意見交換会にあったもの、それを取り込んだ形でお示ししてございます。

それから3点目が、前回、福元委員のほうからも出されましたが、地元議員を対応班に加える際の規定の仕方、それをどうしたらいいかといった点でございます。

これらを踏まえまして、実施のスケジュール案をお示ししてございますが、募集期間をことしの3月から2月までの1年間とし、ホームページ等で周知を図るといったこと。それから実施の時期につきましては、4月以降の閉会中の一つの期間に、各班最大2回までという形を目安にして実施してはといったことを、5-1のほうには書いてございます。

具体的に、5-2で説明いたします。

実施要領（案）でございますが、目的につきましては、これまでと一緒です。議会基本条例に基づいて実施するという。概要については、公募によるといったこと、これが一つだけ書いてございます。

3番の対象につきましては、地区コミ、自治会を今度入れてみました。その関係で、従前、各種団体、市民グループ等は10人以上の参加といった規定がございましたので、ただし書き等に各種団体というお断わりを入れて、10人以上の人数

の規定を残してございます。

それから4番の募集方法につきまして、（1）、（2）は一緒でございます。

（3）でございますが、テーマが、今回原則3件以内としてはという形でお示ししてございます。また、後段のほうには、テーマの設定に当たっては、意見交換の内容が、議会として対応できないものや当局への苦情、要望を目的としたものにならないよう周知に努めるといったような点を入れてございます。

（4）の応募の記載項目につきましては、これまでと一緒でございます。今回公募によるということで、なお書きには、開催場所は、応募者において確保といったことを触れてございます。

（5）、（6）、募集期間、開催期間は、先ほど言ったとおりでございますが、議運において定めること。開催の可否も議運で決定としてございます。

5番目、班編成につきましては、4班編成で常任委員会を単位として編成するといったこと。

（3）で、必要に応じては、複数の班でも対応できるといったこと。これは、これまでの公募による意見交換と一緒にございます。

新たに（4）に入れてございますのが、地元議員の話でございます。地域色の強いテーマが提出された場合は、必要に応じて当該地域に関係の深い議員を対応班に加えることができるものとする。なお、加える議員は、対応班から要請するものとするという形で、対応班の自主性、独自性を尊重するような形で規定してはということで、案をつくってみました。

それから6番目、意見交換会の内容でございますが、これもこれまでと一緒です。テーマ以外の意見交換も時間の範囲でできるとしてございますが、時間は1時間半程度としてございます。

7番目、意見交換会の運営についてでございます。これもこれまでと一緒でございます。対応班が決まりますと、具体的な運営は各班で行っていただきます。

資料5-3も一緒に見ていただければとよろしいかと思いますが、意見交換の運営につきましては、資料5-3の③番目、開催準備というところと、対になっているところでございますが、対応班が決定いたしますと各班で役割を分担していただきます。団体との調整を班の代表者の方で行っ

ていただき、調整結果については事務局に連絡を  
いただくこととなります。

なお、対応については、各班で具体的に御協議  
いただきまして、必要に応じて現地視察の対応も  
できるとしてございます。これはこれまでと一緒  
でございます。

それから、8番の実施後の報告でございますが、  
実施後は、各班のほうから議長に報告書を提出  
いただくということ。これもこれまでと一緒でござ  
います。

9番目で、意見、要望の対応方法についてもこ  
れまでと一緒でございますが、前回の委員会にお  
いて、井上委員のほうからも再度確認の御意見等  
もございましたが、再度ここについては触れてお  
きたいと思います。

意見交換会で、(2)に書いてございますが、  
出された意見、要望の対応は、各班で行い、必要  
に応じて、各班から開催団体等に報告するといっ  
た点。(3)では、なお報告書を議長に提出した  
後においても、報告すべき対応結果がある場合に  
は、報告書に追記して再提出するものとするとし  
てございます。

また、(4)で、議会として対応すべき意見要  
望があるときには、各班のほうから議長にその旨、  
報告していただいて、議長において対応方法を検  
討するといった点、当局に伝えるべき案件は、そ  
の旨、当局に報告するといったこと。こういった  
ことが、これまでも実施要領に定められておりま  
したので、再度ここらは徹底していただければと  
思うところでございます。

10番以降の10、11、12、13、14、  
取り扱いについては、これまでと一緒でございま  
すので、説明のほうは省略させていただければと  
思います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○委員長（今塩屋裕一）**ただいま説明がありま  
したが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（今塩屋裕一）**質疑、意見はないと認  
めます。

それでは、意見交換会については、説明のと  
おり開催することで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（今塩屋裕一）**御異議ありませんので、  
そのように決定しました。

以上で、意見交換会の取り扱いについてを終わ  
ります。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午前11時 2分休憩

~~~~~

午前11時29分開議

~~~~~

**○委員長（今塩屋裕一）**ここで、本会議に戻し  
ます。

△閉 会

**○委員長（今塩屋裕一）**以上で、議会運営委員  
会を閉会したいと思います。御異議ありません  
か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（今塩屋裕一）**御異議ありませんので、  
以上で議会運営委員会を閉会したいと思います。  
御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 今 塩 屋 裕 一